

シンガポールにおける長崎県農産物品目横断型プロモーション業務 仕様書 - 1

1 目的

本県の主要な輸出品目であるいちごやみかんのシンガポール向け輸出を促進するため、現地百貨店等でいちごやみかんの品目横断型プロモーションを行い、消費拡大及び認知度向上を図る。

2 契約期間

契約の日から令和7年2月28日(月)まで

3 業務内容

別紙(シンガポールにおける長崎県農産物品目横断型プロモーション業務仕様書-2)のとおり

4 委託条件

(1) 担当者の配置

本業務を円滑に行うため、担当者を正・副1名ずつ配置すること。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日、9時から17時の間、本業務に係る協議・相談等依頼の受付に対応できること。

5 成果物

業務完了に当たっては、業務完了報告書を紙媒体で1部提出すること。また、実施報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体1部を提出すること。

シンガポールにおける長崎県農産物品目横断型プロモーション業務

仕様書 - 2

概要：県が指定する以下の実施店舗で、販売促進員を配置し、いちごやみかんのPRを行うとともに、消費者へアンケートを実施し、現地ニーズを調査する。

開催場所：シンガポール国内

伊勢丹セラングーン Fruit shop TOKIO 1店舗

FairPrice 5店舗

開催時期：令和7年1月11日から2月14日のうち10日間

PR品目：いちご、みかん

業務内容：

(1) 開催調整業務

プロモーション開催に関する県との調整

- ・PR品目の調達時期や数量、販売促進員の手配や調整、アンケート項目作成・分析などプロモーション全体に関する調整を行うこと。

プロモーション開催に関する商社等との調整

- ・県が指定する実施店舗との調整、PRブースの確保及び販売促進員、試食サンプル、各種資材の手配、アンケートの実施などプロモーション開催に必要な調整を行うこと。

(2) 開催業務

PRブースの設置及び管理

- ・実施店舗と調整し、PRブース等を用いて店内を装飾し、PR品目を店内の目立つ場所に配置する。

販売促進員の配置、指導及び管理

- ・プロモーション期間中、各店舗へ販売促進員1名を10日間配置する。販売促進員の拘束時間は、8時間/日とし、具体的な配置日等については、県と協議のうえ決定する。

また、試食品のみかん、いちごは、実施店舗で直接購入し、販売促進員が提供する際に必要な資材（爪楊枝等）を用意すること。

試食品は、いちごは1日10パック、みかんは2日で1箱（10Kg）を

想定。

アンケート実施に関する人員の配置、指導及び管理

- ・プロモーション期間中、各店舗へアンケートを実施する人員を配置し、1店舗50サンプルを下限に回収する。

プロモーション全体に係る管理・運営

- ・県及び関係者と連携し、プロモーションを適切に管理運営する。

実施報告書の提出：

上記に係る実施店舗での販売促進に関する概要、実施状況の写真、アンケートの分析結果等を取りまとめて、報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体1部を提出すること。

その他：

本仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。